

職員の懲戒処分について

令和4年3月18日

総務部

令和4年3月18日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 事案の概要

令和2年11月の農業委員会事務局在職時に、当時の事務担当者が農地の所有権移転嘱託登記に係る事務処理を遅延したことにより、2件の登記について登録免許税率の軽減措置を受けられず、登録免許税が増額となったことから、不足する額を自ら負担し、登記事務を進めたもの。

2 当該職員

市民生活部市民生活課 課長補佐職 事務職員

3 処分の内容

戒告